

第4章 景観計画区域の設定

1. 景観計画区域の考え方

本村では、村全域にわたって数多くの景観資源が分布しており、それら景観資源の一つ一つが地域の個性を感じさせる大切な景観です。

これまでも、「“美ら島沖縄” 風景づくりのためのガイドライン」や「中城村自然環境の確保に関する条例」などをはじめとする施策により、良好な景観の形成が進められてきましたが、より良い景観へと育んでいくためには、村全域にわたって対策を講じることが必要です。

また、本村の特徴的な地形が創り出す豊かな眺望景観を保全していくためにも、特定の範囲だけの景観形成だけでなく、より広域的な景観施策が必要となってきます。

そこで、本計画では、村全体を景観計画区域として設定し、必要最小限の緩やかなルールの設定と、広域的な観点からの景観誘導を図るものとします。

2. 景観形成重点地区の設定について

村全域を対象とした景観計画区域の設定に基づき、必要最小限のルールを定めていく中で、中城村の景観特性を特に色濃く表している代表的な地区（以下「景観形成重点地区」と称する。）を定め、さらにきめ細かなルールを設定し、該当する地区の特性に応じた、より積極的な景観の保全・誘導を図っていきます。

これらの景観形成重点地区は、中城村の景観形成を進めていく上での先導的エリアとし、村民の景観形成に対する意識の醸成を図りながら、必要に応じて景観形成重点地区を追加指定していくなどの展開を図っていくこととします。

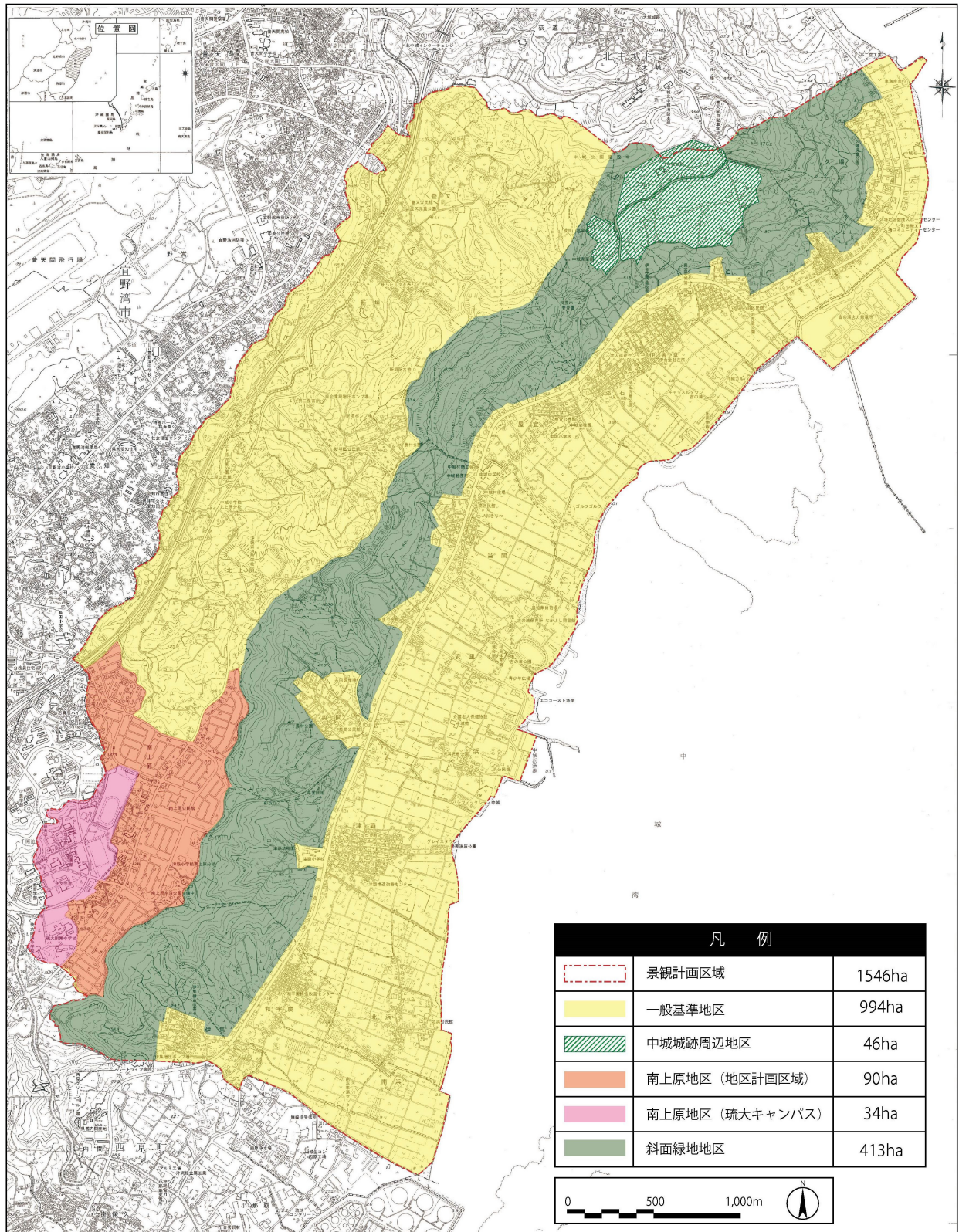
3. その他の施策による景観の保全

本村においては、南上原地区における地区計画や中城城跡のバッファゾーンにおける条例などが定められており、景観形成基準については、こうした既存のルールとの整合を図りながら検討を進めることが必要です。

南上原土地区画整理地区の地区計画では、建築物のセットバックや塀、柵の高さや色彩等についてのルールが既に運用されています。

景観計画における景観形成基準では、これらの既存のルールに上乘せする形で、色の詳細な定量基準や緑化の基準等を定めていきます。

■景観計画区域及び一般基準地区、景観形成重点地区区分図



第5章 行為の制限に関する事項

1. 景観形成重点地区の行為の制限に関する事項

(1) 基本的な考え方

景観法では、良好な景観の形成に関する方針の実現のために、景観計画に「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」（以下、「行為の制限に関する事項」という。）を定め、これに基づき良好な景観形成の推進を図ることとしています。本村においても、届出対象行為及び景観形成基準を設け、該当する行為を行う場合には、景観形成方針に十分に配慮することとします。

(2) 届出対象行為（景観法第16条第1項関係）

中城村固有の魅力ある景観を形成するため、以下の景観形成重点地区において、景観に大きな影響を与える建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には、事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限（景観形成基準）に合致したものとすることが求められます。以下の表に該当する行為を行う場合は、届出の対象となります。

1) 中城城跡周辺地区における届出対象行為

対象となる行為	対象規模
①建築物の建設等*	すべての建築行為
②工作物の建設等*	すべての建設行為
③開発行為	すべての行為
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	すべての行為
⑤木竹の植栽、伐採	すべての行為
⑥屋外における物件の堆積	500 m ² 未満の一団の土地について、土砂等の採取が500 m ³ を超え又は周囲隣接地との高低差が生ずる開発行為
⑦特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2) 南上原地区における届出対象行為

対象となる行為	対象規模
①建築物の建設等※	すべての建築行為
②工作物の建設等※	すべての建設行為
③開発行為	500 ㎡以上のもの
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	
⑥屋外における物件の堆積	500 ㎡未満の一団の土地について、土砂等の採取が 500 ㎡を超え又は周囲隣接地との高低差が生ずる開発行為
⑦特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3) 斜面緑地地区における届出対象行為

対象となる行為	対象規模
①建築物の建設等※	高さが 10mを超える建築物、若しくは延べ面積が 500 ㎡を超える建築物
②工作物の建設等※	塔状工作物類・遊戯施設類
	高さ 10mを超えるもの(ただし電柱を除く)
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等
	高さ 10mを超えるもの、又は築造面積 500 ㎡以上
	垣、柵、塀類
	高さ 2mを超えるもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類
	延長 20mを超えるもの
	墓園類
	墓園類で、築造面積 300 ㎡以上のもの
	太陽光発電設備など
	パネル面積の合計が 200 ㎡以上のもの
③開発行為	面積 500 ㎡以上、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 2m以上のもの
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	
⑤木竹の植栽、伐採	植栽、伐採面積が 500 ㎡以上のもの
⑥屋外における物件の堆積	堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 ㎡以上、又は堆積の高さ 4mを超えるもの
⑦水面の埋立て	規模に関わらず全ての埋立て
⑧特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

（３）届出の対象外となる行為（景観法第１６条第７項関係）

次に掲げる行為に該当する場合、届出は必要ありません。

※（ ）内の「法」は景観法を、「令」は景観法施行令を表す。

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第１６条第７項第１号）
 - ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（令第８条第１号）
 - ・仮設の工作物の建設等（令第８条第２号）
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（令第８条第４号イ）
 - ・農業、林業、又は漁業を営むために行う行為で、幅員が２メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置（令第８条第４号ハ（３））
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第１６条第７項第２号）
- 景観重要公共施設の整備として行う行為（法第１６条第７項第４号）
- 沖縄県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置（令第１０条第４号）

その他、以下のような例についても届出の対象外とする場合がある。

- 農業、又は漁業を営むために行う行為で、既存の水路、道路、溜池等の補修又は改良（大規模な形質変更を伴わないものに限る。）に該当するもの。
- 定型的・定例的に行われる行為で、既になされた届出（又は通知）において、景観形成基準に適合しかつ良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。
 - ・定型的に行われる行為とは、複数の工区において、ほぼ同一の建築物や工作物を建設する場合（例：栽培施設、排水施設など）。
 - ・定例的に行う行為とは、同一の敷地内や区域内において、一定の時期にほぼ同一の行為を繰り返し行う場合（例：祭りや観光イベント、生業のための建築物や工作物を決まった時期に建設するなど）。
 - ・電気供給又は有線電気通信のための架空電線路用並びに保安設備用のもの。

これらは、最初に全体計画を届出（又は通知）し、適合判断されたものは、それ以降の届出（又は通知）を要しないものとします。それ以外は、工区ごと、もしくは年次ごとに届出（又は通知）を行うものとします。

(4) 行為の制限（景観形成基準）

届出対象行為に対する行為の制限（景観形成基準）は、以下に示すとおりです。

1) 中城城跡周辺地区における行為の制限（景観形成基準）

行為		行為の制限（景観形成基準）
① 建築物・工作物	配置・高さ	■ 中城城跡周辺の環境と調和する建築物や建築設備の高さ・配置となるように努め、その高さは <u>屋上部に設ける建築設備を含めて、7m以下かつ2階以下</u> とする。
	意匠・素材	■ 中城城跡周辺の歴史環境や背景となる豊かな自然環境に配慮し、外壁に木質や石質を基本とした自然素材を使用するなど、周辺の景観に調和するよう努める。
		■ 大規模な壁面を避け、背景となる斜面緑地の輪郭線（スカイライン）をはじめとした周辺の自然環境に与える影響を軽減する。
		■ ブロック造とする際は、むき出しとせずモルタル、あるいは塗装などにより景観上の配慮を行うものとする。
	色彩	■ 外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、 <u>すべての色相で明度4以上6以下、彩度2以下</u> とする。
		■ 屋根の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、 <u>すべての色相で明度4以上7以下、彩度4以上8以下</u> とする。
	敷地・外構	■ 道路境界部では、生垣や芝等による緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自然との調和に努める。 ■ 柵等を設置する際は、道路境界線から1m以上後退させ、解放された公共性のある空間づくりに努める。 ■ ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装や壁面緑化等による修景に努める。
	緑化	■ 植栽は可能な限り、道路等の公共空間に面する部分に配置するものとする。 ■ 敷地の道路に面する部分の「間口緑視率」は、10%以上とする。
	設備	■ エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。
② 開発行為		
		■ 擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。
		■ 開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。
③ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		
		■ 開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
④ 屋外における物件の堆積		
		■ 堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
⑤ 特定照明		
		■ 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける

2) 南上原地区における行為の制限（景観形成基準）

行為		行為の制限（景観形成基準）
①建築物・工作物	配置・高さ	■南上原地区計画の内容に準ずる。
	意匠・素材	■大規模な壁面を避け、背景となる斜面緑地の輪郭線（スカイライン）をはじめとした周辺の自然環境に与える影響を軽減する。
		■ブロック造とする際は、むき出しとせずモルタル、あるいは塗装などにより景観上の配慮を行うものとする。
	色彩	■外壁の基調色はマンセル表色系において、 <u>すべての色相で明度8以上、彩度2以下</u> とする。
		■屋根の基調色はマンセル表色系において、 <u>すべての色相で明度4以上7以下、彩度4以上8以下</u> とする。
	敷地・外構	■南上原地区計画の内容に準ずる。
	緑化	■敷地内はできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いの感じられるよう心がける。
■植栽は可能な限り、道路等の公共空間に面する部分に配置するものとする。		
■敷地の道路に面する部分の「間口緑視率」は、10%以上とする。		
設備	■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。	
②開発行為		
	■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。	
	■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。	
③土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		
	■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。	
④屋外における物件の堆積		
	■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。	
⑤特定照明		
	■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける	

3) 斜面緑地地区における行為の制限（景観形成基準）

行為		行為の制限（景観形成基準）
① 建築物・工作物	配置・高さ	■海側からの眺望に配慮し、建築物や建築設備については、斜面緑地の緑と調和する高さ・配置となるように努める。その高さは屋上部に設ける建築設備を含めて、12m以下かつ3階以下とする。 ※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院老人ホームなどの医療関係施設等）や、その他村長が認める理由があると認められる場合で、高さ制限を緩和しても当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然や斜面緑地を背景とした景観に調和するように工夫された場合はその限りではない。
	意匠・素材	■歴史環境や背景となる豊かな自然環境に配慮し、外壁に木質や石質を基本とした自然素材を使用するなど、周辺の景観に調和するよう努める。 ■大規模な壁面を避け、背景となる斜面緑地の輪郭線（スカイライン）をはじめとした周辺の自然環境に与える影響を軽減する。 ■ブロック造とする際は、むき出しとせずモルタル、あるいは塗装などにより景観上の配慮を行うものとする。
	色彩	■外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、<u>すべての色相で明度4以上6以下、彩度2以下</u>とする。 ■屋根の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、<u>すべての色相で明度4以上7以下、彩度4以上8以下</u>とする。
	敷地・外構	■道路境界部では、生垣や芝等による緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自然との調和に努める。 ■柵等を設置する際は、道路境界線から1m以上後退させ、解放された公共性のある空間づくりに努める。 ■ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装や壁面緑化等による修景に努める。
	緑化	■敷地内はできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いを感じられるよう心がける。 ■樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行い、既存樹として樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすようにする。
	設備	■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。
	② 開発行為	
		■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。 ■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。
	③ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	
		■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
	④ 屋外における物件の堆積	
		■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
	⑤ 特定照明	
		■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

2. 一般基準地区の行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為（景観法第16条第1項関係）

中城村固有の魅力ある景観を形成するため、村全域において、景観に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には、事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限（景観形成基準）に合致したものとすることが求められます。以下の表に該当する行為を行う場合は、届出の対象となります。

村全域【一般基準】における届出対象行為

対象となる行為		対象規模
①建築物の建設等※		高さが10mを超える建築物、若しくは延べ面積が500㎡を超える建築物
②工作物の建設等※	塔状工作物類・遊戯施設類	高さ10mを超えるもの(ただし電柱を除く)
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	高さ10mを超えるもの、又は築造面積500㎡以上
	垣、柵、塀類	高さ2mを超えるもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長20mを超えるもの
	墓園類	墓園類で、築造面積300㎡以上のもの
	太陽光発電設備など	パネル面積の合計が200㎡以上のもの
③開発行為		面積500㎡以上、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが2m以上のもの
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		
⑤木竹の植栽、伐採		植栽、伐採面積が500㎡以上のもの
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模500㎡以上、又は堆積の高さ4mを超えるもの
⑦水面の埋立て		規模に関わらず全ての埋立て
⑧特定照明		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

（３）届出の対象外となる行為（景観法第１６条第７項関係）

次に掲げる行為に該当する場合、届出は必要ありません。

※（ ）内の「法」は景観法を、「令」は景観法施行令を表す。

□通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第１６条第７項第１号）

- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（令第８条第１号）
- ・仮設の工作物の建設等（令第８条第２号）
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（令第８条第４号イ）
- ・農業、林業、又は漁業を営むために行う行為で、幅員が２メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置（令第８条第４号ハ（３））

□非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第１６条第７項第２号）

□景観重要公共施設の整備として行う行為（法第１６条第７項第４号）

□沖縄県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置（令第１０条第４号）

その他、以下のような例についても届出の対象外とする場合がある。

○農業、又は漁業を営むために行う行為で、既存の水路、道路、溜池等の補修又は改良（大規模な形質変更を伴わないものに限る。）に該当するもの。

○定型的・定例的に行われる行為で、既になされた届出（又は通知）において、景観形成基準に適合しかつ良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。

- ・定型的に行われる行為とは、複数の工区において、ほぼ同一の建築物や工作物を建設する場合（例：栽培施設、排水施設など）。
- ・定例的に行う行為とは、同一の敷地内や区域内において、一定の時期にほぼ同一の行為を繰り返し行う場合（例：祭りや観光イベント、生業のための建築物や工作物を決まった時期に建設するなど）。
- ・電気供給又は有線電気通信のための架空電線路用並びに保安設備用のもの。

これらは、最初に全体計画を届出（又は通知）し、適合判断されたものは、それ以降の届出（又は通知）を要しないものとします。それ以外は、工区ごと、もしくは年次ごとに届出（又は通知）を行うものとします。

(4) 行為の制限（景観形成基準）

届出対象行為に対する行為の制限（景観形成基準）は、以下に示すとおりです。

行為		行為の制限（景観形成基準）
① 建築物・工作物	配置・高さ	■ 斜面緑地を背景とした海側からの眺望や、台地から中城湾を背景として見下ろす眺望に配慮した建築物や建築設備の高さ・配置となるように努め、その高さは<u>屋上部に設ける建築設備を含めて、12m以下かつ3階以下</u>とする。 ※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院老人ホームなどの医療関係施設等）や、その他村長が認める理由があると認められる場合で、高さ制限を緩和しても当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然や斜面緑地を背景とした景観に調和するように工夫された場合はその限りではない。
	意匠・素材	■ 大規模な壁面を避け、背景となる斜面緑地の輪郭線（スカイライン）をはじめとした周辺の自然環境に与える影響を軽減する。 ■ ブロック造とする際は、むき出しとせずモルタル、あるいは塗装などにより景観上の配慮を行うものとする。
	色彩	■ 外壁の基調色はマンセル表色系において、<u>すべての色相で明度8以上、彩度2以下</u>とする。 ■ 屋根の基調色はマンセル表色系において、<u>すべての色相で明度4以上7以下、彩度4以上8以下</u>とする。
	敷地・外構	■ 道路境界部では、生垣や芝等による緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自然との調和に努める。 ■ 柵等を設置する際は、道路境界線から1m以上後退させ、解放された公共性のある空間づくりに努める。 ■ ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装や壁面緑化等による修景に努める。
	緑化	■ 敷地内ではできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いを感じられるよう心がける。 ■ 樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行い、既存樹として樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすようにする。
	設備	■ エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。
	② 開発行為	
		■ 擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。 ■ 開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。
③ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		
		■ 開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
④ 屋外における物件の堆積		
		■ 堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
⑤ 特定照明		
		■ 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける

第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項

1. 景観重要建造物

(1) 景観重要建造物の指定に関する基本的な考え方

中城村内には中城城跡だけではなく、新垣グスクやペリーの旗立岩など、歴史・文化的な価値を有する建築物や工作物が多数所在し、それらの多くは地域の景観形成の重要な核となっています。

そこで、貴重な景観資源を後世に引き継いでいくために、地域住民の共通認識が得られる建造物を景観重要建造物として指定し、地域や所有者と協働して積極的な保全を行うこととします。

(2) 景観重要建造物とは

建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し、景観上重要な建築物及び工作物を村長が指定するものです。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は村長の許可が必要となります。

また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

(3) 指定の方針

下記の①～③の全てに該当するものを景観重要建造物として指定します。

①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもののうち下記のいずれかに該当する建造物

- ・ 地域の自然、歴史、文化の特性を表わしている建造物
- ・ 地域のシンボルとなっている建造物
- ・ 地域の伝統的な様式を継承している建造物
- ・ 平和を祈念する心をあらわしているもの
- ・ 村民に親しまれ、愛されている建造物

②道路その他公共の空間から、誰もが容易にみることができる建造物

③維持管理を行う個人又は団体がある建造物

【対象とはならない重要建造物】

国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているものについては対象となりません。

2. 景観重要樹木

(1) 景観重要樹木の指定に関する基本的な考え方

村民に親しまれている大樹等、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定します。地域住民等の発意によって、シンボルとなる樹木や、良好な景観の形成に寄与する樹木等、指定することが望ましい樹木を抽出し、所有者の合意の上で指定に努めていきます。

(2) 景観重要樹木とは

地域の景観上重要な樹木を所有者の意向を尊重し、村長が指定します。

景観重要樹木に指定されると、樹木の伐採、移植は村長の許可が必要となります。また、村長は管理の基準を定めて、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。

(3) 指定の方針

下記の①～③の全てに該当するものを景観重要建築物として指定します。

①地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容（樹のすがた）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもののうち下記のいずれかに該当する樹木または樹木群

- ・地域の自然、歴史、文化の特性を表わしているもの
- ・地域のシンボルとなっているもの
- ・樹齢、樹容等からみて景観上優れているもの
- ・村民に親しまれ、愛されているもの

②道路その他公共の空間から、誰もが容易にみることができる樹木または樹木群

③維持管理を行う個人又は団体がある樹木または樹木群

【対象とはならない重要樹木】

特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているものについては対象となりません。

第7章 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

1. 村内における屋外広告物の掲出状況

(1) 交差点部における野立広告物の掲出

南上原地区については、県条例により、第1種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域については禁止区域となっています。

それ以外の第2種住居地域（地区内幹線道路沿線）については、掲出が可能な状況にあり、交差点部においては貸出の野立広告物がみられるようになってきました。また国道329号の交差点部にも、同様の野立広告物がみられます。

(2) 国道329号沿いの野立広告物

国道329号沿線では、複数の野立広告物が見られます。現況の県条例においては、国道329号は禁止区域に指定されていないため、原則的には掲出が可能な状況となっているため、今後も野立広告物の設置が予想されます。

(3) 自家用広告物

自家用広告物については、適用除外となりますが、過度な色彩のものや過剰な数量のぼり旗（簡易広告物）の掲出といった状況については、今後、規制誘導に向けた検討が必要であると考えられます。



交差点部に掲出された広告物



国道329号の沿道



南上原の自家用広告物

2. 基本的な考え方

景観への影響が大きい屋外広告物については、本村の景観特性と課題に合わせたきめ細やかな誘導が必要です。現在の屋外広告物の表示及び掲出に関する規制・誘導に関しては、「沖縄県屋外広告物条例」に基づき規制誘導を行っています。

将来的には、本村が独自で屋外広告物のルールを定め、規制・誘導を行っていくことが望ましいですが、それまでの間は、屋外広告物誘導基準を示し、事業者の理解と協力を促していくことが必要です。

また、来訪者の目に触れることの多い中城城跡周辺地区においては、景観特性に配慮した色彩、規模及び数量等に対する配慮を行っていくことが必要です。現在、城跡へのアプローチとなっている県道146号線については、県条例の中で禁止区域に指定されており、今後はこうした禁止地域の指定や屋外広告物の色彩・意匠についてのきめ細やかなルールづくりを検討していきます。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 基本的な考え方

村内における道路や都市公園、また海岸といった公共施設は、村民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに、景観に対して大きな影響を与えることが想定されます。

良好な景観づくりを進めるにあたっては、行政が先導的役割を果たすことが必要であり、景観形成上、特に重要な公共施設を、関係行政機関・管理者との協議の上、景観重要公共施設に指定し、景観整備を推進します。これらの公共施設の質を向上・改善することによって、積極的な景観づくりを目指し先導していきます。

2. 景観重要公共施設とは

景観重要公共施設の対象は以下のとおりです。

- | | | |
|--------------------------------------|-----------|---------------|
| ①道路法による道路 | ②河川法による河川 | ③都市公園法による都市公園 |
| ④海岸保全区域等（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等）に係る海岸 | | |
| ⑤港湾法による港湾 | | ⑥漁港漁場整備法による漁港 |
| ⑦自然公園法による公園事業に係る施設 | | |
| ⑧津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設 | | |
| ⑨その他政令で定める公共施設 | | |

のうち良好な景観形成のために必要なものを指定することができます。

3. 景観重要公共施設の指定候補

（1）国道329号

本村における交通の骨格となる路線であり、街路樹の樹種や付帯設備の色、デザインなどを含めて、管理者である国に対して、その方針と基準に基づき協議を行えるようにしておく必要があります。

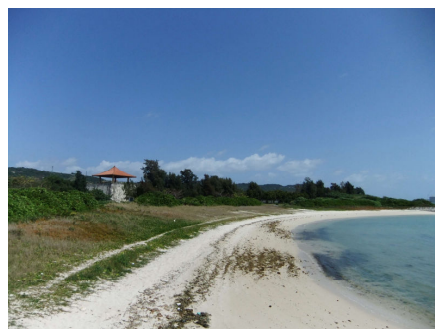
例えば、街路樹について今後新植する際には、国道から海側は防潮性が高い「フクギ」を、国道から斜面緑地側では、村木である「クロキ」へと積極的な植え替え等を検討していきます。



国道329号

（2）海岸部分

本村における自然環境の軸となる資源であり、また昨今は防災面からの整備の在り方も併せて検討する必要性が生じてきました。そのため、防風・防潮林の樹種については、防災という観点から「フクギ」を推奨し、整備時における植え替え等について、管理者である沖縄県に対して、その方針と基準に基づき協議を図っていきます。



エココースト

第9章 景観まちづくりの方策

1. 協働で進める景観づくり

本計画で掲げた景観形成の基本理念、基本方針、景観施策を推進していくためには、行政をはじめ、村民、事業者、団体など、多くの方々の理解と協力がなければ実現は困難です。

一人ひとりが、本村の財産である景観の価値を認識し、それぞれがお互いの役割を認め合い、相互に意見交換しながら、連携と協働により、できるところから着実に進めていくことが重要です。

(1) 村民の役割

- ・景観づくりの主体であることの認識の輪を広め、景観づくりに関する理解を深めるとともに、積極的に景観づくりに努めます。
- ・行政が実施する景観づくりに関する施策に、村民として目を光らせるとともに、まちづくりの一環として参加・協力します。

(2) 事業者の役割

- ・事業者が管理する建築物等や事業活動が、景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動の実施にあたっては、積極的に景観づくりに貢献するよう努めます。
- ・行政が実施する景観づくりに関する施策に、参加・協力します。

(3) 行政の役割

- ・景観づくりに関する総合的な施策を策定し、これを実施します。策定、実施にあたっては、村民・事業者等の意見が十分に反映されるよう努めます。
- ・公共施設の整備等を行う際は、景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・景観づくりに関する調査、研究等を行い、情報提供に努めます。
- ・景観づくりに関する村民・事業者等の意識の啓発に努めます。

(4) 団体（景観づくりに関する活動を行うNPO法人、地域団体など）の役割

- ・それぞれの活動の中で、積極的な景観づくりを実施します。
- ・行政が実施する景観づくりに関する施策に、参加・協力し、行政や事業者に対して提案をします。
- ・まちづくりに関わるNPO団体などは、それぞれが持つ知識や経験を活かし、コーディネーター等の立場から、村民・事業者・行政が行う景観づくりの取り組みを支援します。

2. 景観計画の運用

(1) 景観計画の充実

本計画は、一度策定して終わりというものではなく、計画に沿って様々な施策や仕組みが発効することから、今後も本村の景観まちづくりに必要な施策等を継続的に検討し、本計画に盛り込んでいきます。また、社会情勢等の変化に対応していくため、適宜、計画の見直しを行っていきます。

（２）景観形成重点地区の追加・変更

「景観形成重点地区」は、本村において、特に重点的に景観の誘導を図る必要があるとして位置づけ、その景観の保全、形成、活用に向けて面的かつ総合的な取り組みが必要である地区です。景観形成重点地区を追加・変更する場合は、本計画の変更が必要となることから、「中城村景観審議会」に諮る必要があります。

（３）景観形成の推進体制

１）諮問機関・専門家の位置づけと役割

景観形成の推進や施策の検討に関して、景観計画の策定等については、都市計画審議会の意見聴取を行うことが景観法に規定されていることから、中城村景観条例では、「中城村景観審議会」を村の景観行政に関する諮問機関として位置づけます。また、公共施設や民有空間の整備等における景観誘導に際して技術的指導・助言を行う専門家として、景観アドバイザーを位置づけることから、景観施策の推進にあたっては、それぞれの審議会等の役割分担や連携のあり方を明確にする必要があります（次ページに役割を示します）。

今後の景観形成の推進や一層の充実化を図るためにも、これらの諮問機関や専門家を有効に活用し、それぞれの役割分担を明確化するとともに、効果的な連携を図りながら運営を行っていく必要があります。

２）景観形成の推進体制における役割

■都市計画審議会

【景観に関する審議事項】

- ①景観法第8条第6号に基づき、都市計画区域に定める景観計画は、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針への適合性から意見聴取
- ②景観法第61条に基づき、都市計画法第8条第1項第6号に定める景観地区の都市計画決定について、都市計画法第19条に基づく付議（都市計画決定手続き）

■景観審議会

【審議事項等】

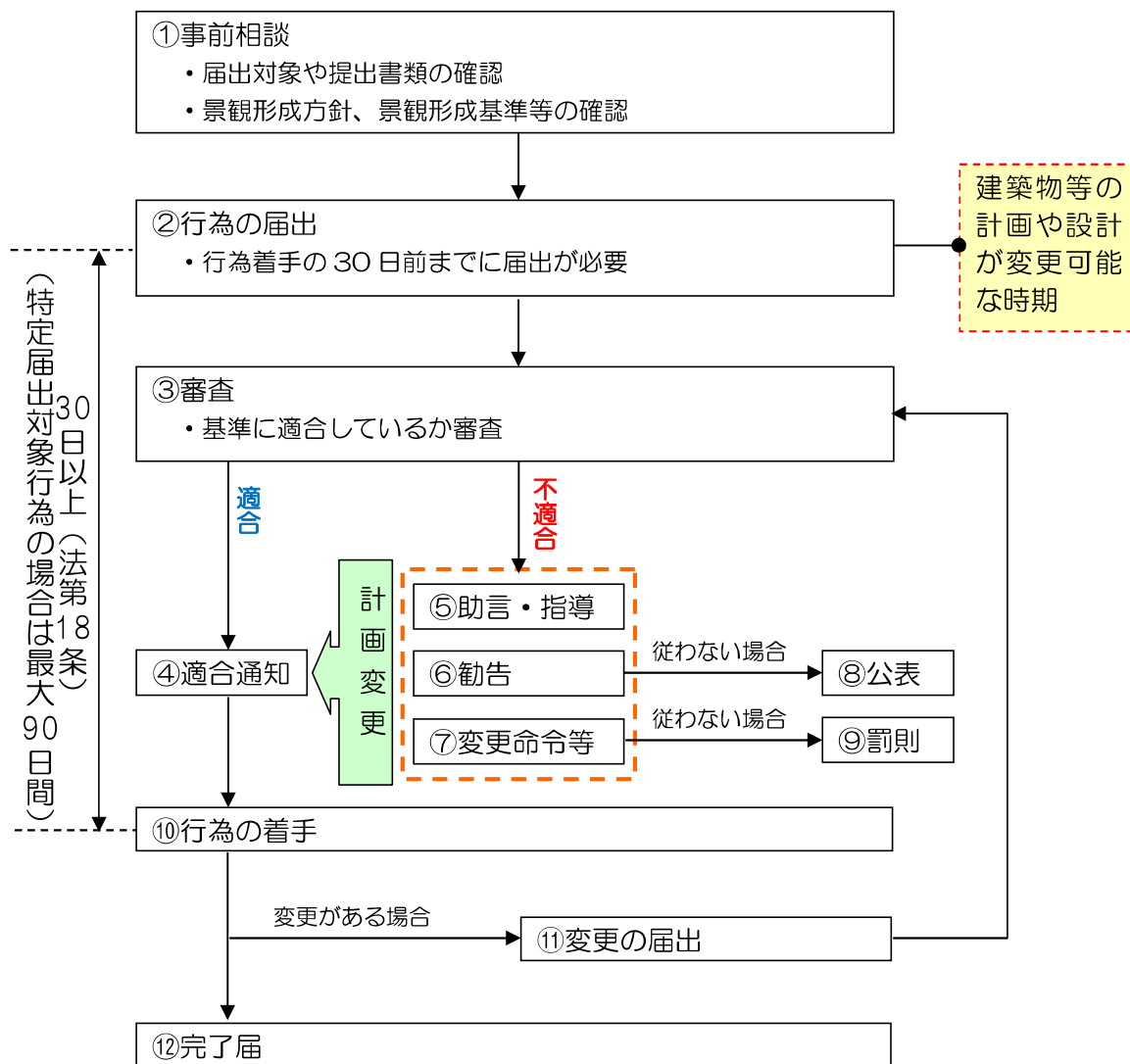
- ①景観計画の策定、変更、廃止
- ②景観形成地区の指定
- ③行為の届出に関する事項
 - ・助言・指導（必要時）
 - ・勧告（必要時）
 - ・公表
 - ・変更命令
- ④景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項
 - ・指定、解除
 - ・原状回復命令等
 - ・管理に関する勧告（必要時）
 - ・管理に関する命令
- ⑤その他良好な景観の形成に必要な事項

■景観アドバイザー

以下の事項について、必要に応じて意見を聴くこととします。

- ①行為の届出に関する事項
- ②公共事業等の計画・設計等
- ③民有空間における整備等
- ④その他良好な景観の形成に必要な事項

3) 行為の届出に係る審査の流れ



必要に応じて、景観アドバイザー・景観審議会の意見を聴くこととします。
(ただし、⑦変更命令等、⑧公表については、必ず景観審議会の意見を聴きます)

【公表について】

- ・勧告に従わない場合は、公表することがあります。

【罰則について】

以下の場合、罰則が適用されることがあります。

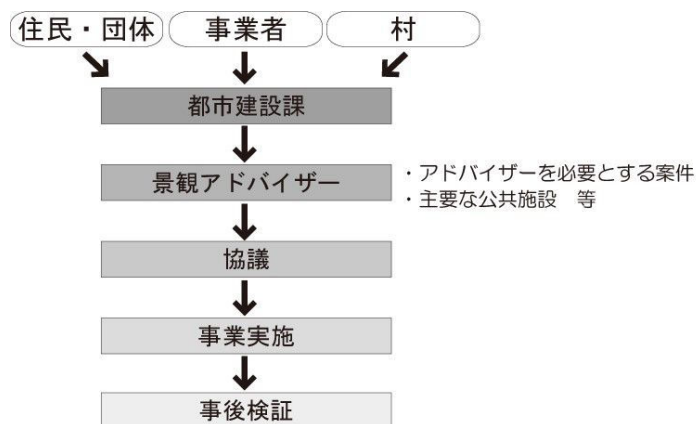
- ・届出をしない場合、虚偽の届出をした場合 (30万円以下の罰金)
- ・行為の着手制限期日を守らず着手した場合 (30万円以下の罰金)
- ・変更命令に従わない場合 (50万円以下の罰金)
- ・原状回復命令に従わない場合 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

（４）行政による先導的な景観形成

本村における公共施設（道路、河川等）の整備に際しては、整備を行おうとする場所の景観形成方針及び景観形成基準に従い、良好な景観形成の誘導を図っていきます。

本村の景観形成上、重要な場所において公共事業を行う際は、景観アドバイザー制度等を活用し、整備内容について協議による誘導を図っていきます。

さらに、公共事業を行う際に良好な景観形成を推進できるよう、景観に関する職員向け研修や勉強会等を実施し、意識の向上や共通認識の構築を図っていきます。



図：景観アドバイザー制度の活用

（５）関連施策・制度の活用

景観形成に関する施策は、都市計画、文化財、環境、産業など行政の広範囲にわたっており、その施策や制度は多様です。景観施策を総合的に推進するため、関係機関等との連携を強化するとともに、関連施策や制度を景観形成の観点から積極的に活用していきます。

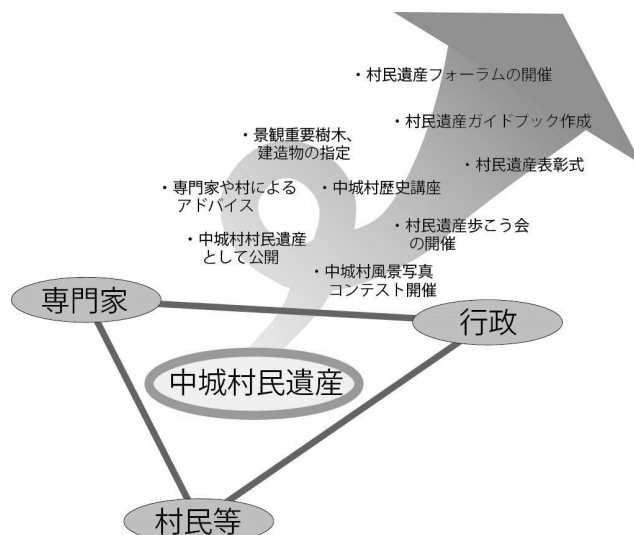
（６）中城村民遺産としての展開

村民が主体となり、多くの人が積極的に景観づくりからのまちづくりへと関わっていくために、中城村民遺産を提唱します。

中城村民遺産に村民の主体的な活動がともなうことで、地域の人々とともに考え、周辺を含めた文化遺産のあるべきイメージが形成され、村内の文化財を始めとして、より身近な建築や生垣・石積みなどを活用し、誇りを持って継承していくためのまちづくりに展開していくこととします

中城村民遺産は、中城村の文化財そのものだけでなく、村民活動の枠組みとして用いる新たなまちづくりの手法となります。既に進めている、あるいは今後新たに始められる村民活動の目的は、中城村に受け継がれてきた多様なストーリーの継承とも言えます。

ストーリーの継承とは、中城村民遺産を育成することであり、生活の中で発見し、地域住民と共有して村民活動として育成していく枠組みとして中城村民遺産を位置づけることで、継続的な村民活動の手掛かりとして、文化財を始め、景観づくりなどに発展可能なまちづくりとして展開することとなります。



資料編

1. 景観計画の策定経緯

本計画の策定は平成 22～23 年度の 2 年間をかけて検討を行いました。

■平成 22 年度

中城村の景観まちづくりの柱となる「中城村景観計画」の策定に着手し、村民アンケート、策定委員会、庁内検討会議等を重ね、「中城村景観計画(素案)」を作成しました。

■平成 23 年度

平成 22 年度に作成した「中城村景観計画(素案)」をもとに、更に検討を重ね、景観形成方針、景観形成基準の検討などを行いました。

次年度には「景観行政団体」への移行、本計画の住民説明会の実施等を経て、条例の作成及び条例施行を予定しています。

2. 中城村景観計画策定委員会委員名簿

平成 22 年度

	氏 名	所 属
委員長	安藤 徹哉	琉球大学工学部准教授
委員	呉屋 幸男	元沖縄県職員
委員	新垣 敏明	中城村副村長
委員	比嘉 正豊	中城村企画課長
委員	玉井 恭春	中城村都市建設課長
委員	奥浜 真一	中城村商工会（建築士）
委員	安里 昌助	J A 中城支店 経済課長

平成 23 年度

	氏 名	所 属
委員長	安藤 徹哉	琉球大学工学部准教授
委員	呉屋 幸男	元沖縄県職員
委員	新垣 敏明	中城村副村長
委員	比嘉 正豊	中城村企画課長
委員	新垣 正	中城村都市建設課長
委員	奥浜 真一	中城村商工会（建築士）
委員	安里 昌助	J A 中城支店 経済課長
委員	玉井 恭春	前都市建設課長

3. アンケート結果（概要）

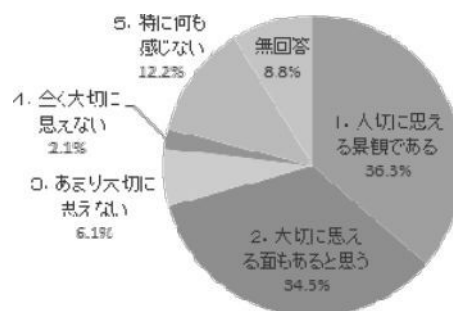
景観計画の策定にあたり、村民意識を把握するため、中城村の「景観づくり」に関するアンケートを実施した。その基礎データは以下のとおりである。

回収世帯：329 部 ・ 配布世帯：2,635 部（総世帯数：6,223 世帯） ・ 回収率：12.5%

アンケート結果の概要は以下のとおりである。

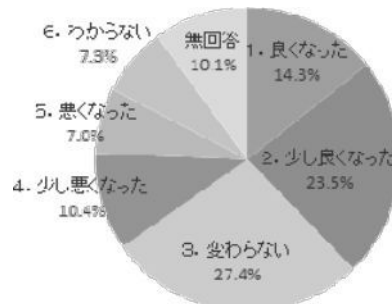
Q. あなたがお住まいになっている地域の身近な景観をどのように思いますか。

地域の身近な景観について、「大切に思える景観である」「大切に思える面もあると思う」で約7割を占めており、景観に対する認識が高いことが分かる。



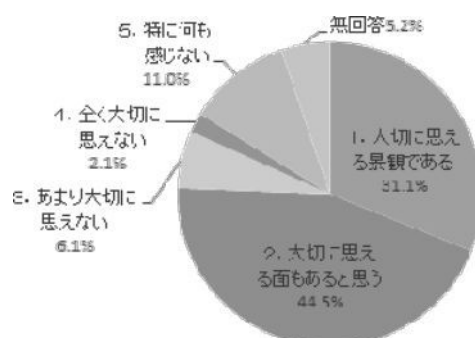
Q. あなたがお住まいになっている地区（字）の身近な景観は、以前（10～15年程前）と比べてどのように変化したと感じますか。

居住地周辺における身近な景観の変化について、「変わらない」と答えた人が27.8%と最も多く、続いて「少し良くなった」「良くなった」と続き、6.5割の方が中城の景観が昔から変わらない、もしくは良くなっていると認識している。



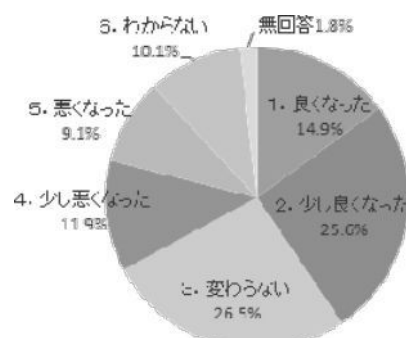
Q. 中城村全体の景観をどのように思いますか。

「大切に思える景観である」「大切に思える面もある」で約7割を占めている。前の設問と比較すると、「大切に思える景観である」、について若干低くなることから、身近な景観をより大切に感じていることが分かる。



Q. 中城村全体のまち並みや自然の景観は、以前（10～15年程前）と比べてどのように変化したと感じますか。

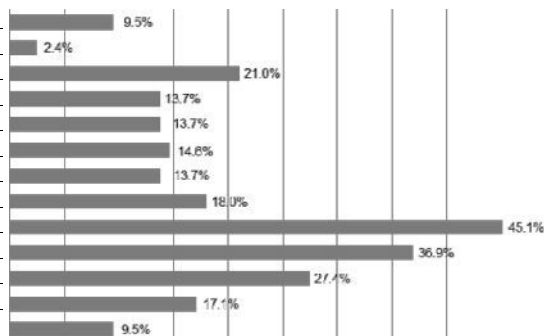
中城村全体の景観の変化については、問2と比較してほぼ同様の結果となり、主には、「変わらない」と答えた人が27.8%と最も多く、続いて「少し良くなった」「良くなった」と続いた。



Q. 中城村の良さを損ねている景観は

中城村の良さを損ねている景観として、「大型のゴミや不要物などが放置されていること」が46.8%で最も多く、続いて「管理されていない土地や殺伐とした空き地が増えていること」37.8%となっている。

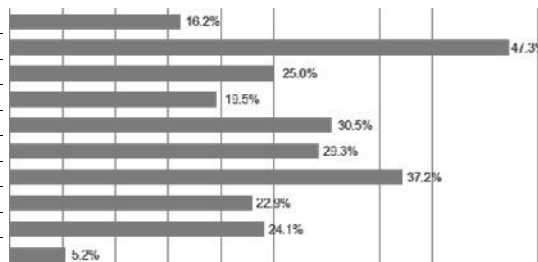
- 看板や屋外広告物が氾濫していること
- 周囲となじまない色や形の建物があること
- 豊かな自然の緑や水辺などが減少していること
- 公共建物(学校や庁舎など)のデザインに工夫が感じられないこと
- 道路、構造物(舗装やガードレール、街灯など)のデザインや色に工夫が感じられないこと
- 街路樹や公園など、村内に緑が少ないこと
- 河川や海岸がコンクリートなどで固められていること
- 眺めを遮る電線や電柱、大型アンテナ(携帯電話の鉄塔など)が増えていること
- 大型のゴミや不要物などが放置されていること
- 管理されていない土地や殺伐とした空き地が増えていること
- 緑地や田畑の手入れが不足して荒れていること
- 墓地の散在
- その他



Q. 中城村全体において、今後重点的に整備を進めたり、積極的に守っていくべき景観は

中城村の景観として、今後重点的に整備を進めたり、積極的に守っていくべき景観については、「中城海岸とその周囲に広がる海辺の景観」が47.8%で最も多く、続いて「昔ながらの集落や史跡などが醸し出す歴史の景観」が24.1%と続く。

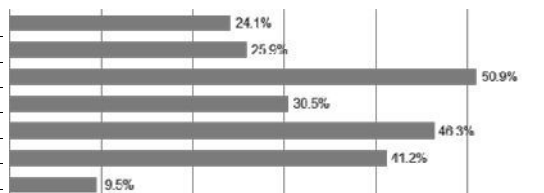
- 広い農地の中に家々が点在する集落の景観
- 中城海岸とその周囲に広がる海辺の景観
- 背後の緑地や集落内の樹木がうるおいを感じさせる緑の景観
- サトウキビ畑などが広がる田園の景観
- 村の発展が期待される幹線道路沿いの道路景観
- 村民のレクリエーションや憩いの場となっている公園、広場の景観
- 昔ながらの集落や史跡などが醸し出す歴史の景観
- 綱引や獅子舞、旗頭など、村内各地で行われ季節を感じさせる祭事の景観
- 中城湾に映える夕空、星空など夕方から夜間の景観
- その他



Q. 中城村において、良好な景観づくりを進めるためには、どのような内容の「ルール」が必要か

どのような内容のルールが必要かについては、「眺めを遮るような背の高い建物等が建たないようにする」51.5%が最も多く、「眺めを遮るような大きな看板、屋外広告物等が建たないようにする」45.2%、「大型の店舗、規模の大きい駐車場や公共施設の敷地内に緑化を義務付ける」40.8%と続く。

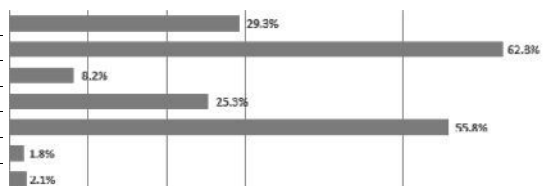
- 中城の景観を乱すような奇抜な形やデザインの建物等が建たないようにする
- 周囲の景観と調和しない派手な色彩の建物等が建たないようにする
- 眺めを遮るような背の高い建物等が建たないようにする
- 周囲の景観と調和しない派手な色彩の看板、屋外広告物等が建たないようにする
- 眺めを遮るような大きな看板、屋外広告物等が建たないようにする
- 大型の店舗、規模の大きい駐車場や公共施設の敷地内に緑化を義務付ける
- その他



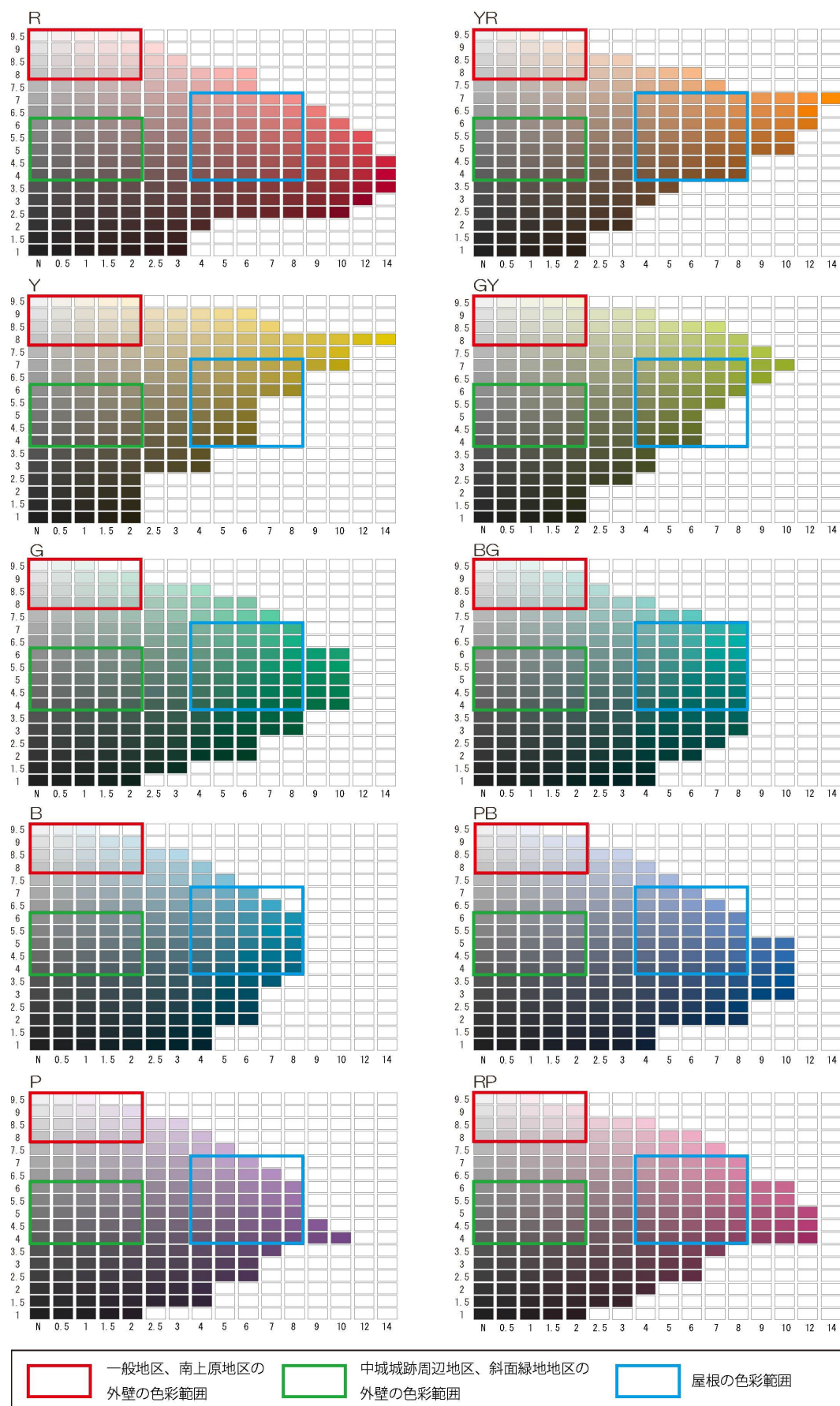
Q. 良好な景観づくりのために、あなたにできることや協力してもよいと思うことは

景観を守る為に出来る事として「自治会などで取り組む身近な公園・歩道などの美化・清掃活動などに参加する」が60.9%、「庭先やベランダなど、自宅の周りの緑化や美化に努める」56.5%と、他の選択肢と比較しても高い割合を示している。

- 中城の景観を乱すような奇抜な形やデザインの建物等が建たないようにする
- 周囲の景観と調和しない派手な色彩の建物等が建たないようにする
- 眺めを遮るような背の高い建物等が建たないようにする
- 周囲の景観と調和しない派手な色彩の看板、屋外広告物等が建たないようにする
- 眺めを遮るような大きな看板、屋外広告物等が建たないようにする
- 大型の店舗、規模の大きい駐車場や公共施設の敷地内に緑化を義務付ける
- その他



4. 色彩



5. 緑化

今後も業務系施設や高層マンション等の立地が予想される南上原地区においては、駐車場を含めた道路等の公共空間に面する部分の積極的な緑化を図っていくことが望ましい。

そのため、緑化については、具体的な配置場所として、「道路等の公共空間に面する部分」という指定を行い、かつ「間口緑視率」という指標に基づき、定量的な基準を定める。

緑化	■敷地内はできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いの感じられるよう心がける。
	■植栽は可能な限り、道路等の公共空間に面する部分に配置するものとする。
	■敷地の道路に面する部分の「間口緑視率※」は、10%以上とする。

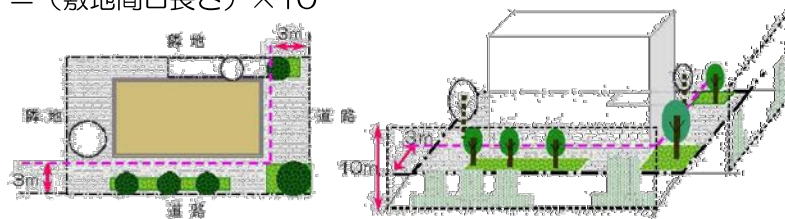
※間口緑視率：

- 境界領域における、道路から見える植栽の量を示したもの。敷地の道路に面する部分の合計（敷地間口）における、地上から高さ10mまでの部分の立面積（緑化対象立面積）に対する樹木を立面に換算した面積（立面換算面積）の割合をいう。

$$\text{間口緑視率(\%)} = A1 \text{ (立面換算面積)} / A2 \text{ (緑化対象立面積)} \times 100$$

$$A1 \text{ (m}^2\text{)} = (\text{高木本数} \times 7.0) + (\text{中木本数} \times 1.5) + (\text{低木植栽帯間口長さ} \times 0.5)$$

$$A2 \text{ (m}^2\text{)} = (\text{敷地間口長さ}) \times 10$$



◆立面換算面積の算出には、高木、中木、低木ごとに、下記の換算値を使用する。

高木	中木	低木
 W=2.0m H=3.5m 7.0 m ² /本	 W=1.0m H=1.5m 1.5 m ² /本	 H=0.5m 0.5 m ² /m

- 換算値を超えるサイズの高木を植える場合、および既存樹木を保存する場合は、実寸の立面積を計上することができる。

◆敷地間口長さは、敷地の道路に面する部分の合計の長さ（接道長さ：敷地の2面が道路に接する場合は2面の合計）から通路及び出入口に必要な6mを引いた長さを敷地間口長さとする。
（敷地間口長さ＝接道長さ－6.0）

- 計上することができる樹木は、道路境界から3m以内にあるものとする。ただし透過性のない塀などで視認できない部分は除く。
- 接道部分の敷地間口の延長が6m未満の敷地は、間口緑視率基準を適用しない。ただし、その場合、できるだけ基準値に近い緑量を確保するよう努めること。

6. 用語解説

あ行

アガイティード

「朝日」を指す方言。

拝所（ウガンジュ）

沖縄地方で、神を拝む場所。

御嶽（ウタキ）

琉球の信仰における祭祀などを行う施設。

美しい国づくり政策大綱

国土交通省が平成 15 年 7 月に、歴史や文化、風土など地域の個性を重視しながら美しい国づくりを進めるため、景観の保全や水辺の再生に総合的に取り組む基本法制の制定など 15 の具体的な施策を盛り込んだ政策大綱。

NPO

Non-Profit-Organization の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称で様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待される。

沖縄県屋外広告物条例

良好な景観形成や風致の維持等を図るために、屋外広告物法に基づき、屋外広告物の表示等について沖縄県全体の統一された基準として定められた条例。

屋外広告物

常時又は一定期間継続して、公衆及び屋外において表示される、看板・広告塔等。

か行

協働

地域を村民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、村民と村がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動形態を指す。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。本村では南上原で実施。

景観

主に視覚を通じて捉えた地域の姿であり、「目で見るもの・景色・眺め」のこと。

景観アドバイザー

より良い景観を形成するため、個々の案件について景観の視点からアドバイスをを行う、建築、土木、造園、都市計画など様々な立場の専門家。

景観行政団体

景観法に基づき景観行政を担う主体のことであり、都道府県知事との協議の上、その同意を得ることとなることである。

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進めるための基本的な計画。良好な景観の形成を図るため、区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める。

景観重要建造物

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した地域の景観上の核となるような建造物のこと。景観法の規定に基づき指定することにより、管理行為を除く現状変更には許可が必要となる。

景観重要公共施設

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した景観上重要な公共施設（道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等）。

景観重要樹木

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した地域の景観上の核となるような樹木。

景観地区

景観法において定められているもので、市町村が市街地の良好な景観の形成を図るために、建築物の形態意匠の制限を必ず定める。それ以外にも建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度のうち必要なものを定めることができる。

景観法

良好な景観形成を図るため、基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

建築物

家屋やビルなどの屋根や柱・壁のある工作物。

グスク

沖縄、奄美諸島に数多くある史跡。

工作物

土に接着して設置されたもの。代表的なものは、電柱や広告塔など。

さ行

敷地内緑化

敷地内において、樹木や草花等を植栽すること。

視点場

景観を眺めるための立ち位置。例えば、海側から台地側を見上げた場合、自分の立っている場所が視点場となる。

スカイライン

山や建築物などによって仕切られる空の輪郭・境界線。

た行

第1種低層住居専用地域

低層の住宅の専用地域であり、市街化区域内の12に分かれた用途地域の中の一つ

第1種中高層住居専用地域

中高層の住宅の立地を認める住宅専用地域。市街化区域内の12に分かれた用途地域の中の一つ。

第2種住居地域

主に住居の環境を保護するための地域で、「住居」とはついているが、かなりの用途の建物が建設可能。市街化区域内の12に分かれた用途地域の中の一つ。

第四次中城村総合計画

中城村がめざす将来像と施策の大綱を示し、それをいかに実現していくかを明らかにするもの。中城村が策定する各種計画の中で最上位に位置する。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。

築造面積

工作物の水平投影面積。

眺望点

優れた遠い場所からの景観（遠景）を眺めることができる場所のこと。公園の展望台など。

ツーリズム

観光事業、観光旅行。特にグリーンツーリズムは緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

な行

中城城跡

世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産の1つ。中城村と北中城村にまたがって立地している。

中城村景観審議会

村の景観行政に関する諮問機関として村条例で位置づける。景観形成の推進や施策の検討、景観計画の策定等について審議を行う。

中城村自然環境の確保に関する条例

平成10年に施行された、良好な自然環境の確保に関する基本的事項を定め、現在及び将来の住民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする条例。

中城村都市計画マスタープラン

村議会を経て定められた村の基本構想、および「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、市町村が定める計画。

は行

バッファゾーン

自然保護地域設定の際の地域区分（ゾーニング）のひとつ。コアエリア（核心地域）を取り囲んで、保護地域外からの影響を緩和するための緩衝地域・地区。

ら行

歴史の道（ハンタ道）

王朝時代、首里城と中城城を結んだ歴史ある道。